

○ 薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（居宅等において行うことのできる調剤の業務） 第十三条の二 法第二十二條に規定する厚生労働省令で定める調剤の業務は、次に掲げるものとする。 一 薬剤師が、処方せんに疑わしい点があるかどうかを確認する業務及び処方せんに疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師又は歯科医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認める業務 二 薬剤師が、処方せんを交付した医師又は歯科医師の同意を得て、当該処方せんに記載された医薬品の数量を減らして調剤する業務（調剤された薬剤の全部若しくは一部が不潔になり、若しくは変質若しくは変敗するおそれ、調剤された薬剤に異物が混入し、若しくは付着するおそれ又は調剤された薬剤が病原微生物その他疾病の原因となるものに汚染されるおそれがない場合に限る。） （調剤の場所の特例に関する特別の事情） 第十三条の三 法第二十二條ただし書に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。 一 災害その他特殊の事由により薬剤師が薬局において調剤することができない場合	（居宅等において行うことのできる調剤の業務） 第十三条の二 法第二十二條に規定する厚生労働省令で定める調剤の業務は、<u>薬剤師が、処方せんに疑わしい点があるかどうかを確認すること及び処方せんに疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師又は歯科医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認めるところとする。</u>

二
(略)

二
(略)